

## 札幌市町内会

## 防犯カメラの管理及び運用に関する基準

設置目的をできるだけ明確に記載してください。

(目的)

第1条 札幌市町内会 が、(例) 住民の不安解消等 を目的として設置する防犯カメラについて、当目的に即し、かつプライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

(設置者)

第2条 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、札幌市町内会 とする。

(プライバシーの保護)

第3条 設置者は、防犯カメラにより次の各号に掲げる私的空間の撮影及び記録をしてはならない。ただし、当該私的空間の住人等から書面による同意を得たときはこの限りでない。

(1) 住宅の玄関、窓その他の日常生活の様子を伺える私的空間

(2) 個人を認識することができる距離（顔が認識することで個人が特定されうる場合を含む。）の

「別図」は、任意様式1「見取図」の形式で問題ございませんが、詳細な情報（取付け箇所、撮影範囲）を加えたものとしてください。

(撮影範囲)

第4条 防犯カメラは、5 台設置し、設置場所及び撮影範囲は、別図のとおりとする。

(管理及び運用)

第5条 札幌市町内会 は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を順守する。

- (1) プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行う。
- (2) 保守点検などにより適切な維持管理を行う。
- (3) 管理責任者及び操作担当者を指定する。
- (4) 撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずる。
- (5) 設置、管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応し、処理する。
- (6) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、関係者と協議を行い、適切に対応する。

氏名又は職名を記載してください。  
なお、操作担当者を別に定めない場合は、  
管理責任者を記載してください。

(管理責任者及び操作担当者)

第6条 管理責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行うとともに、防犯カメラの設置に係る関係書類を適切に保管する。

- 2 管理責任者は、札幌 太郎 とする。
- 3 操作担当者は、管理責任者の指揮監督のもとに防犯カメラ及び録画装置の操作を行う。
- 4 操作担当者は、札幌 次郎 とする。
- 5 防犯カメラ及び録画装置の操作は、管理責任者及び操作担当者（以下「管理責任者等」という。）以外の操作を禁止する。
- 6 設置者及び管理責任者等（以下「設置者等」という。）は、画像及び画像から知れた情報を他に漏らし、又は不当な目的のために使用しない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

